

# さいたま市水道局工事検査技術基準

平成21年11月5日設定

(目的)

第1条 この技術基準は、さいたま市水道局工事検査要綱(平成18年4月1日設定)第11条に基づき、工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、電子媒体等による記録を含む。以下「各種の記録」という。)と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、工事検査員又は指定検査員(以下「検査員」という。)はさいたま市水道局建設工事請負契約基準約款(平成18年4月1日設定。以下「基準約款」という。)第32条第2項の定めるところにより、必要に応じ破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は基準約款第32条第2項の定めるところにより、必要に応じ破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、使い勝手、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事実施状況の検査留意事項

項	目	関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書</li> <li>・ 仕様書</li> <li>・ その他関係図書</li> </ul>	(1)指示・承諾・協議事項等の処理内容 (2)支給材・貸与品及び工事発生品の処理状況 (3)その他契約書の履行状況 (4)関係法令に基づく手続き及び許可の処理状況
2	工事施工状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書</li> <li>・ 工事記録</li> <li>・ その他関係書類</li> </ul>	(1)工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況 (2)現場管理状況
3	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施工程表</li> <li>・ 工事記録</li> </ul>	(1)工程管理状況 (2)進捗内容
4	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約図書</li> <li>・ 工事記録</li> </ul>	(1)安全管理状況 (2)交通処理状況及び措置内容 (3)関係法令の遵守状況
5	施工体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書</li> <li>・ 施工体制台帳</li> </ul>	(1)適正な施工体制の確保状況

別表第2（第4条関係）

出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
基礎工		幅、厚さ、延長	実施箇所ごとの任意部分
掘削工		幅（上下）、深さ、延長	250mにつき一箇所以上（ただし、施工延長が250m以下の場合は2箇所以上）
管布設工		土被り、占用位置	250mにつき一箇所以上（ただし、施工延長が250m以下の場合は2箇所以上）
		延長	基点、変化点、構造物（仕切弁等）、終点の間を任意抽出（異常時は全数）
管防護工（コンクリート防護）		幅、高さ、各辺長	構造物ごとの任意部分
推進工		基準高、変位、延長	推進箇所ごと
水管橋	橋台	基準高、各長さ、各幅、各高さ、橋台間の距離	構造物ごとの任意部分
	架設	部材寸法 基準高、支間長、キャンバー、管体のおり、補剛部材の高さ	任意部分
塗覆装工		塗膜厚、重ね幅	任意部分
弁栓類設置工		中心線の偏心、深さ 弁栓室設置方向	弁栓室設置箇所ごとの任意部分
路面復旧工	路床工	深さ	250mにつき一箇所以上（ただし、施工延長が250m以下の場合は2箇所以上）
	路盤工	厚さ、幅	250mにつき一箇所以上（ただし、施工延長が250m以下の場合は2箇所以上）
	As舗装工	基準高、厚さ、幅又は面積、横断勾配	250mにつき一箇所以上（ただし、施工延長が250m以下の場合は2箇所以上）

備考

1. 記載の無い工種の検査密度については、下記によるものとする。
  - ① さいたま市請負工事検査技術基準（出来形検査基準）に準拠する。
  - ② 工事内容及び検査項目等を考慮し、概ね管理基準頻度の20%程度を目安として選定する。

別表第3（第5条関係）

品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
共通	各材料	品質・形状及び使用箇所は、設計図書と対 比して適切か	(1)主に施工管理記録により 検査する (2)場合により実測する
	継手工	継手工は、設計図書と対比して適切か	(1)主に施工管理記録により 検査する (2)場合により実測する
管 布 設 工	管防食工	管防食措置は、設計図書と対比して適切か	(1)主に施工管理記録により 検査する (2)場合により実測する
	水圧試験	水圧試験は、設計図書と対比して適切か	(1)主に施工管理記録により 検査する (2)場合により実測する
	管溶接工	非破壊検査結果は、設計図書と対比して適 切か	(1)主に施工管理記録により 検査する (2)場合により実測する
埋戻し工		(1) 埋戻し材料の土質は、設計図書と対 比して適切か (2) 支持力・密度又は転圧は、設計図書 と対比して適切か	(1)主に施工管理記録により 検査する (2)場合により実測する
舗 装 工	路盤工	(1) 路盤材料の粒度は、設計図書と対 比して適切か (2) 支持力・密度又は転圧は、設計図書 と対比して適切か	(1)主に施工管理記録により 検査する (2)場合により実測する
	アスファルト舗装 工	アスファルト使用量、骨材粒度、粒度及び舗装温 度は、設計図書と対比して適切か	(1)主に採取されたコア、現地 の観察及び施工管理記録 ならびに品質証明により 検査する (2)場合により実測する
設備等の機能		設備等の性能は、設計図書と対比して適切 か	(1)主に承諾図及び試験結果 ならびに観察により検査 する (2)可能なものは、実際に操作 もしくは運転し検査する

備考

1. 記載の無い工種については、さいたま市請負工事検査技術基準（品質検査基準）に準  
拠する。